

## 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第143号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

令和元年12月20日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R1. 8月3日の協議書から現在までの経緯経過が分かる書類の中で、県が〇〇土地改良区に対して覚書を求めた件含む 農林水産部〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

令和2年1月10日、実施機関は、本件請求に対し、令和元年9月13日付業務報告書（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書中出席者の氏名が条例第8条第1号に掲げる非公開情報に該当するとして、当該情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

令和2年1月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

令和5年3月15日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求書には「枉法行為を確認した為」と記載されている。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書には「（開示）出した書類の中で黒塗り部分を公開しろ」と記載されている。

### 第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

## 1 本件処分の根拠条文

本件処分は、条例第12条第1項に基づき行ったものである。

また、本件処分を決定するに当たり、本件請求は、条例第8条第1号に該当するものと判断した。

## 2 条例第8条第1号の趣旨

条例第8条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと定められている。

## 3 本件処分の理由

審査請求人が公開を求めている公文書は、県が保有する本件公文書と推察される。

本件公文書について、特定の個人を識別することができる部分を非公開とし、本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年月日                     | 内 容 |
|-------------------------|-----|
| 令和5年3月15日               | 諮問  |
| 令和7年1月28日<br>第1部会（第19回） | 審議  |
| 同年 2月17日<br>第1部会（第20回）  | 審議  |

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書を、本件公文書と特定して本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分の公開を求めているものと解される。

以上を前提にすれば、本件請求に係る公文書についての実施機関と審査請求人の認識は一致しており、公文書の特定について争いがなく、実施機関による本件公文書の特定を不合理とする事情も認められないことから、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分が条例の非公開情報に該当するかを以下検討することとする。

### 2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開

を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公開文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報としている。これは、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とすることを定めたものといえることができる。

(1) 特定の個人を識別することができる情報（(2)を除く。）

個人の氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

(2) 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

(1)以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別され得るとはいえないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

### 3 審査請求人が公開すべきと主張する部分の条例第8条第1号の該当性について

審査請求人は、本件公文書について、実施機関が非公開とした部分を公開すべきと主張していることから、当該非公開とした部分が、条例第8条第1号に掲げる非公開情報に該当するかを以下検討する。

社会通念上、氏名はそれだけで特定の個人を識別することができる情報であり、職は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当するといえることから、出席者の職氏名は条例第8条第1号に該当する。

本件公文書に記録された出席者の職氏名のうち、徳島県職員の場合は、条例第8条第1号ハに規定する職務遂行情報に該当し、土地改良区の理事の場合は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定による公告事項であるため、条例第8条第1号イに該当するが、それ以外の者の職氏名は同号イからハのいずれにも該当しない。

したがって、本件公文書のうち、徳島県職員及び土地改良区の理事を除く出席者の職氏名を非公開としたことについての実施機関の説明に不合理な点は認められない。

### 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の

結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

| 氏 名   | 職 業 等 | 備 考 |
|-------|-------|-----|
| 泉 純   | 行政書士  |     |
| 生長 拓也 | 弁護士   |     |
| 大森 千夏 | 弁護士   | 部会長 |
| 鎌谷 郁代 | 税理士   |     |